

## 豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、住宅の省エネルギー性能の向上を図り、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を導入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1） ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等の向上及び高効率な省エネルギー設備により大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー等により、年間の一次エネルギー消費量の収支が正味（ネット）でゼロ以下となるもののうち、環境省又は経済産業省の補助対象となる住宅をいう。

#### （2） 国採択事業者

環境省の令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）のうちZEH支援事業」、及び経済産業省の令和2年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）のうちZEH+実証事業」、または環境省の令和3年度「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（ZEHに対する補助に限る）」、及び経済産業省の令和3年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ZEHに対する補助に限る）」（以下「国補助金」という。）に係る補助対象事業者として採択された事業者をいう。

### （交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

（1） 国採択事業者から国補助金額の確定通知を受け、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に居住していること

（2） 当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）において、この要綱に基づく補助金及び豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金及び豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金の交付の申込を行っていないこと

### （対象期間）

第4条 国採択事業者の補助金額確定通知日が令和3年1月1日から令和4年2月末日までのものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、20万円とする。

(交付の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年2月末日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、これらの日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国採択事業者の補助金額確定通知書の写し
  - (2) 国採択事業者に提出した実施計画書の写し
  - (3) 申込者が対象設備システムを設置した住宅に居住していることを示す「戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱」別表Aの部に掲げる書類のうち1点（有効期間の定めがある書類にあっては、有効期間内のものに限る。）の写し又は別表Bの部に掲げる書類のうち2点の写し
  - (4) 前各号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付申込兼実績報告書及び前号各号に規定する添付書類の郵送方法は、書留、簡易書留その他郵便の引受けから配達に至るまでの記録が確認できる方法によるものとする。
  - 3 市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により交付の申込みを行う場合は、市に到達した日をもって提出日（休日の場合はその翌日）とする。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して申込みを行うことができる。
  - 5 前項の規定により行われた申込みについては、書面により行われたものとみなす。
  - 6 第4項の規定により行われた申込みは、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。
  - 7 交付申込兼実績報告書及び第1項各号に掲げる添付書類を電子情報処理組織を使用して提出する場合は、提出する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申込者に対し、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容等を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、当該申込者に対し、豊

中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の決定の理由等を通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定及び交付額の確定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付請求書（様式第4号）を令和4年3月末日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により交付決定した補助金の交付の決定を取消することができる。

- （1）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の定めに従ったとき。
- （2）偽りその他不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3）前条の規定による交付の請求を行わなかったとき。
- （4）第15条の規定による調査に応じなかったとき。

2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の支給を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に対し、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金返還通知書（様式第6号）により、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（加算金及び延滞金）

第11条 前条の規定により補助金の返還を命じられた場合の加算金及び延滞金については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の例による。

（処分の制限）

第12条 補助金受給者は、補助金受領日から6年間は当該ZEHの適切な維持管理に努めることとし、売却、譲渡、貸与等をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）が使用不能になったとき又は当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の売却、譲渡等による所有権の

移転があったときにおいて、財産処分届出書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。

（協力）

第13条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて使用状況の報告その他協力を求めることができるものとする。

（帳簿等の整備）

第14条 補助金受給者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

（代理人）

第15条 申込者は、補助金の交付に係る申込みの手續について、代理人を選任し、委任することができる。

2 代理人は、依頼された手續を、誠意をもって実施するものとする。

（調査）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の施工完了後の状況等について、調査することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(あて先) 豊中市長

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 普及促進補助金  
交付申込書

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 普及促進補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申込みします。当該補助金については、要綱の規定に合意します。また、要綱の内容が変更された場合にも同意します。

(申込者)

フリガナ	
名前	
フリガナ	
住所	〒 —
電話番号	— —
国補助金の 確定通知日	年 月 日
補助金申込額	200,000 円

※代理人に委任する場合は下記の□に✓を記入してください。  
□私は、下記の者を豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 普及促進補助事業に係る申込等の手続きの代理人として選任し権限を委任します。

代理人

氏名・会社名		受 付 印
代表者名		
住所		
担当者名 (担当部署、氏名)		
電話番号	— —	

※ 代理人には、対象設備を購入する予定の社 (及び営業所) 名又は販売代理店名及び住所を記入してください。

様

豊中市長

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金  
交付決定通知書

年 月 日付で申込みがありました豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金について、次のとおり交付を決定しましたので、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

事業の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助事業
補助金の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金
補助金交付額	<u>200,000円</u>

【交付の条件】

- 豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に該当する事由があった場合は、交付決定を取消します。

様

豊中市長

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金  
不交付決定通知書

年 月 日付で申込みがありました豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金について、次のとおり交付をしないことと決定しましたので、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

事業の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助事業
補助金の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金
不交付の理由	

(あて先) 豊中市長

### 豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金 交付請求書

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

#### 記

(交付請求者)

名前	
住所	〒      ー
電話番号	ー                      ー

(請求金額)

請求金額	2   0   0   0   0   0   円	交付確定額のとおり
------	---------------------------	-----------

(補助金の振込先)

金融機関名	
支店名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座番号	
フリガナ	
口座名義	



様

豊中市長

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金  
交付決定取消通知書

年 月 日付豊中市指令環政ネ第 号で交付決定した豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金について、次のとおり交付決定を取消すこととなりましたので、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助事業の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助事業
補助金の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金
交付決定取消しの理由	

様

豊中市長

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金  
返還通知書

年 月 日付交付請求により支給した豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金について、豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり返還するよう通知します。

## 記

補助事業の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助事業
補助金の名称	豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金
返 還 額	円
返 還 の 理 由	
返 還 期 限	年 ( 年) 月 日
返 還 方 法	同封の納付書を使用し、豊中市役所第一庁舎1階の指定金融機関窓口あるいは納付書裏面の各金融機関の本・支店で納付して下さい。

(あて先) 豊中市長

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金  
財産処分届出書

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 普及促進補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり財産処分を届け出ます。

記

(届出者)

名前	
住所	〒 -
電話番号	- -

補助金交付指令番号	年 月 日付 豊中市指令環政ネ第 - 号						
処分の方法 (該当する項目に○)	売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
「その他」の場合は処分の方法を具体的に記入下さい							
処分の時期	年 月 日から ( 年 月 日まで)						
処分の理由							

受付印